

十九八七

六 五 四

三 二 一

○ 個人 個人 財務省 向け告示 第四百六十八号

平成二十六年八月九日 財務大臣 安住淳

経利発発過率行行利価日子格の振替単位面金

用振等替法の適

の法律項及び根拠

の發行及び記

(一) 年額平す額の振
○面成るの記替
各取扱機関は、
パ円年
一にセ
ンきト
百七十
円日
に加

・金二。
・整載法
額十
七百四
倍は規
定の記
録によ
る額はよ
る最振
替も額口
の面座
と金簿

一十額の定以
万八面振の下
円万金替適
円額機関で
三は受け
百日るも
三十銀も
五億とし
四する、
千る。そ
九。そ規

法律社債第
平成六成
平成十二
株式九
十三等の
第三年法
律振替項
にう第
七十一
五十一
五十五
法号。

財の東源施
債策本大震
策を実施か
利付付國庫
震災から回
付國庫債券
付國庫債券
付復興券へ
復興券へ固
定・

払込
み

十一 初期利子

第二期以後毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

$$\frac{\text{額面} \times 100}{\text{金額} \times 2}$$

(二) 発行時において、その利子に
額面金額の総額 × $\frac{0.07}{100} \times \frac{2}{365}$
え、次の算式により算出した
金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。次期が銀行休業日に当たるとときは、支払金額を支払う。ただし、支払とし、次の算式により算出した金額を支払う。成り立つ。次期が翌営業日に支払う（以下、その号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 利子を支払う。
平成二十七年七月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成
五年七月十五日以後におい
て行なうこととし、その買取
うることとし、その買取は、
次に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
平成二十五年七月十五日か

までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額) における金額は、次のように算出される。
なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令(平成六十八号)第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄についても同じである。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.07}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

\times 365

(二) 平成二十六年一月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

十八 中途換金の特例

個七債かる百害とつ條法のみのと受けるとけ国債を有する者（ほか、個人
人月をつ災十救すての律、居きにはその相扶養信託契約規定期定法号
向十有た害八助るは十第地住する市町村続（昭）人が、死託契約規定期定法号
け五すとが号法。、九六方自治法（昭）扶養第一項に規定する
国日るき発（）当第十自ら障害者（相扶養第一項に規定する
債前前に生に昭の該一七治法（昭）扶養第一項に規定する
のでがはしよ和区市項号法（昭）扶養第一項に規定する
中あ、当、る二域又の（）扶養第一項に規定する
途つ平該当救十には指第（昭）扶養第一項に規定する
換て成個該助二お當定二和特が、死託契約規定期定法号
金も二人災の年い該都百二別、死託契約規定期定法号
を、十向害行法て市市五十区又亡契約規定期定法号
請当五けにわ律、のに十二をはししたの
求該年国かれ第災区あ二年含そたの

する」とがでかるものとし、そ
の買取金額は、次の図々に応じ、そ
れぞれの算式により算出した

(一) 金額とす
る平成二十五年七月十五日か
ら平成二十五年七月十五日前

までの期間の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (利子に相当する金
額 $\times \frac{79.685}{100}$) + 経過利子に相当す
る金額 - 受入経過利子に相
当する金額)

(二) 平成二十五年一月十五日前

の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (経過利子に相当す
る金額 - 受入経過利子に相
当する金額)